

社会福祉法人恵陽会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵陽会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、当該理事が常勤であることを理由とする第1号記載の報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定めるとおり
- (2) 賞与 別表第2に定めるとおり
- (3) 退職慰労金 別表第3に定めるとおり

2 非常勤の理事及び常勤理事のうち常勤の理事報酬等の支給を受けない者に対する報酬の額は、別表第4(1)に定める範囲内で理事会において決定する。

- 3 監事及び評議員に対する報酬の額は、それぞれ別表第4(2)及び別表第5に定める範囲内で、評議員会において決定する。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期及び方法については、その支給を開始することとした場合に、予め、報酬、賞与及び退職慰労金の区分に応じて、それぞれ評議員会の承認を受けて定めることとする。
- 2 非常勤の役員、常勤の理事報酬等を受けない常勤の理事及び評議員に対する報酬は、定時評議員会及びその他の理事会・評議員会の開催時期に合わせて、一年間に1回又は2回支給することとする。
 - 3 報酬等のうち、非常勤の役員、常勤の理事報酬等を受けない常勤の理事及び評議員に対する報酬は、役員及び評議員の慰労を目的とする会食における飲食物等の現物支給とし、その他の報酬等については、現金又は振込みにより本人（支給時に本人が死亡している場合にはその遺族）に支給する。

(費用)

- 第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、役員等の請求により、その都度、当該費用を支給する。

(公表)

- 第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月10日より施行し、平成29年4月1日に遡って適用する。

別表1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	常勤であることを理由とする理事の報酬は支給しない
理 事	常勤であることを理由とする理事の報酬は支給しない

別表2（常勤の理事の賞与）

常勤であることを理由とする理事の賞与は支給しない

別表3（常勤の理事の退職金算定式）

常勤であることを理由とする理事の退職金は支給しない

別表4（非常勤の役員及び常勤理事のうち常勤の理事報酬等の支給を受けない者の報酬）

(1) 理事

報酬の対象となる職務	年 額
理事会等会議への出席 (出席のための交通費を含む)	上限2万円
上記以外の職務のための出勤	無報酬

(2) 監事

報酬の対象となる職務	年 額
監事監査等への出席 (出席のための交通費を含む)	上限2万円
上記以外の職務のための出勤	無報酬

別表5（評議員の報酬）

報酬の対象となる職務	年 額
評議員会への出席 (出席のための交通費を含む)	上限1万4千円
上記以外の職務のための出勤	無報酬